

屋外施設利用上の注意事項

- ・ 利用時間を厳守し、利用時間内にグラウンド整備を完了してください。
- ・ 施設外（フェンスの外）への飛球とならないよう細心の注意を払ってください。
- ・ 近隣の皆さんが不快に思われる声（音）を出す行為・迷惑及び危険行為はおやめください。
- ・ 施設外でのキャッチボールやバットの素振りなどの練習行為は禁止します。
- ・ 第三者への人身・物損事故があった場合は、すみやかに応急措置を行い、誠意をもって相手方及び市との協議に応じてください。
- ・ 利用に際して、万一に備え賠償保険等に参加してください。

浜甲子園・流通東・高座山・甲子園浜の各野球場及び山口町船坂多目的グラウンドで、**硬式球**を使用して練習する場合は下記事項についてもあわせて注意してください。

- ① 練習は必ず指導者のもとで行ってください。
- ② 試合（練習試合などそれに類する一切を含む）はすべて禁止します。
- ③ 指導者によるノック・ティーネットに向かったのバッティング練習をのぞく、バッティング練習は一切しないでください。

以上の事項を守っていただけない場合は、以後の使用をお断りする場合がありますので十分注意してください。

平成30年(2018年)4月
西宮市地域スポーツ課
施設管理者